



児童手当制度の改正

10月より児童手当制度が改正されます。詳細は、広報よいち9月号に掲載している他、8月末に対象となる世帯へ個別にご案内をしていますので、手続きが必要な方は原則、10月31日(木)までにご提出ください。

〇よくある問合せ

Q. 手続きが必要かわからないのですが…

A. ①、②のいずれかに該当する方は手続きが必要です。

①新規受給対象者

(例) 所得超過により資格喪失した方、高校生年代のお子様のみ監護(※)している方

②児童手当または特例給付(以下、手当)を受給中であり、高校生・大学生年代のお子様を監護している方

※「監護」とは、保護者がお子様を扶養している、生活費・学費等を負担している状態

Q. 届いた案内に「同意書」が同封されていないのですが…

A. 現在、手当を受給中の方については、提出不要のため、同封していません。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122



公共施設の指定管理者の募集

指定管理者制度とは、町民の皆さんが利用する「公の施設」の管理・運営に、民間企業等が持つノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に設けられた制度です。

〇公募による指定管理者を予定している公の施設

施設名	設置条例	施設担当部署
①余市あゆ場公園(パークゴルフ場等)	余市町都市公園条例	建設課
②黒川町営駐車場及び黒川第2町営駐車場	余市町駐車場条例	建設課
③余市町総合体育館及び 余市運動公園有料公園施設	余市町総合体育館条例 余市町都市公園条例	社会教育課 建設課

公募のスケジュールは、後日、町ホームページに掲載しますのでご確認ください。

問合せ 建設課 管理係 ☎21-2127 FAX 21-2144
社会教育課 ☎23-5001 FAX 23-5299



地域おこし協力隊活動レポート(ラフェト参加)

9月1日(日)に、年に1度の町産ワインのおまつりである「ラフェト・デ・ヴィニユロン・ア・ヨイチ(農園開放祭)」が登地区で開催されました。

今年で8回目を迎え、参加者・出展者ともに過去最大規模となった今回は、道内外のワイン愛好家約1,500人が訪れました。近年増加している町内ワイナリーを中心とする少量生産の希少なワインと、普段は立ち入ることができないブドウ畑(ヴィンヤード)を散策できるのがこのイベントの最大の特徴です。

私は活動の受け入れ先である「ドメヌ タカヒコ」ブースにてワインの提供を担当させていただきました。道外からもたくさんの方が来られていて、非常に活気のあるイベントでした。

前日からの準備を行うなど色々大変でしたが、当日は天候にも恵まれたこともあり、とてもスムーズに進めることができました。

協力隊員としての任期は残り半年となりましたが、これからも多くの方々にワインの魅力を伝えられるよう引き続き取り組んでいきます。(高松)



▲ 参加者にワインを提供しました

問合せ 政策推進課 政策調整係 ☎21-2117